

**令和7年度神奈川・横浜デスティネーションキャンペーン特別企画商品造成業務
提案書評価基準**

1 基本的な評価事項

受託候補者の特定にあたっては、最適な事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式を採用し、評価点の最も高い提案者を受託候補者とします。

2 評価点

提案書の内容及びヒアリングの内容を合せて評価し、評価点を与えます。評価委員1人あたりの評価点の満点は150点とします。

3 評価点の最も高い者が2者以上あるときの対応

評価委員の投票で多数決により当該同点者の順位を決定します。票数が同数の場合には審査委員が協議の上、決定します。

4 評価委員会を欠席した評価委員の評価点の取り扱い

評価委員が評価委員会を欠席した場合、その評価委員会の評価点は無効とします。

5 評価方法

(1) 評価項目、評価の着目点及び配点の詳細については、プロポーザル評価表のとおりです。

(2) 評価項目により、A・B・C・D・Eの5段階評価、または、A・C・Eの3段階評価のいずれかで評価を行います。評価はA＝5点、B＝4点、C＝3点、D＝2点、E＝1点とし、各項目の掛率を乗じた点数とします。

【例：掛率が2の場合】

評価がAであれば評価点は $5 \text{ 点} \times 2 = 10 \text{ 点}$

評価がBであれば評価点は $4 \text{ 点} \times 2 = 8 \text{ 点}$

評価がCであれば評価点は $3 \text{ 点} \times 2 = 6 \text{ 点}$

評価がDであれば評価点は $2 \text{ 点} \times 2 = 4 \text{ 点}$

評価がEであれば評価点は $1 \text{ 点} \times 2 = 2 \text{ 点}$

(3) 全ての評価項目を絶対評価により採点します。

(4) 各評価委員の合計点の平均が75点を超えない提案は、不採用とします。

6 委託限度額を超えた見積書を提出した提案者の取り扱い

評価点にかかわらず、提案は不採用とします。